

自然災害時の空港無線施設等の機能保持・早期復旧を図る (福岡県福岡市)

事業者：国土交通省 大阪航空局

II-1 電力等エネルギー供給の確保

電源設備等が設置された部屋に止水扉や止水板を設置



II-2 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保



対策名： No.133 航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（航空路施設）

事業名： 福岡航空交通管制部における電源設備等の浸水対策事業

- ポイント**
- 航空交通（航空路）の管制に必要な施設において自然災害対策を実施
 - 高潮等による電源設備等の浸水被害を未然に防止
 - 航空機の運航に必要となる通信等を行う管制施設の機能を確保

地域の概要・課題

平成30年9月、関西国際空港では、台風第21号に伴い発生した高潮により、空港内にある無線施設等が浸水し、航空機の運航に必要な無線機器や関連設備への送電が停止するなど、空港の運用に大きく影響を及ぼす被害が発生しました。

福岡航空交通管制においても、激甚化する自然災害の影響で高潮等により、管制施設の電源設備等の浸水が懸念されます。

事業の概要

航空輸送上重要な空港等において、高潮、高波、豪雨などが発生した場合であっても、浸水により航空機の運航に必要な機能が損なわれないよう、緊急的な対策を講じています。

福岡航空交通管制部においても、3か年緊急対策として、管制施設の電源設備等が設置されている建物の浸水対策を実施しています。

〔見込まれる効果〕

○「航空交通管制に必要な機能の確保」
高潮、高波、豪雨などの自然災害発生時において、航空路を飛行する航空機との通信等を行う管制施設の機能が確保されます。

II-3 陸海空の交通ネットワークの確保

II-4 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保